

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 10 月 5 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）風の街Ⅲ 長浜市八幡中山町 535 番地 6
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
 - (1) 店舗周辺では交通量が多く、新設店舗の出店および既存店の増床により、さらに車両による来店者が増加すると見込まれることから、周辺の交通環境保持に留意されたい。
 - (2) 自動車の駐車部分の面積が 500 平方メートル以上である場合の駐車場の構造および設備については、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）および駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）で定める技術的基準によること。また、駐車料金を徴収する場合は路外駐車場設置の届出をすること。
 - (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁および悪臭等の公害の発生防止に努めることにより、周辺の生活環境へ配慮されたい。
 - (4) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）および振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に定める特定施設を設置する場合は、工事開始の 30 日前までに長浜市市民生活部環境保全課まで届出すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町 632
 - (2) 縦覧期間 平成 28 年 10 月 5 日から平成 28 年 11 月 7 日まで